

がん登録について

がん登録に係る組織の見直し

がん登録に係る組織について、平成28年1月にがん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録推進法」という。）が施行されたこと、がん登録データの精度が向上したこと等に伴い、見直しを行うもの。

- 組織体制－現状に合わせた体制のスリム化
- 所掌事務－「データの利活用」の明記
- 構成員－県指定の「がん診療連携推進病院」の追加（平成24年度に制度化）

現行

組織体制

生活習慣病検診管理指導協議会

生活習慣病登録・評価部会（未設置状態）

がん登録委員会

所掌事務

- ①地域がん登録事業の推進
- ②地域がん登録報告書の作成
- ③その他

構成員

- ①有識者
- ②県医師会
- ③がん診療連携拠点病院等
- ④検診機関
- ⑤行政

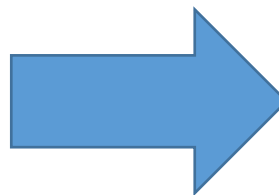
見直し後

生活習慣病検診管理指導協議会

がん登録部会

- ①がん登録事業の運営及びデータの利活用
 - ②がん登録事業報告書の作成
 - ③その他
- ※ 「がん登録事業」には、「地域がん登録事業」及び「全国がん登録事業」を含む。

- ①有識者
- ②県医師会
- ③がん診療連携拠点病院等
（県指定のがん診療連携推進病院を含む。）
- ④検診機関
- ⑤行政



個人情報保護に関する安全管理措置の規定について

全国がん登録業務の運営に当たり、個人情報保護のため、厚生労働省が示すマニュアルに基づき、安全管理措置に関し必要な規定を作成するもの。

○がん情報管理要領(個人情報の取扱いの基本的事項を規定)⇒ 青森県

○がん登録室業務手順(作業項目毎に作業責任者等の役割分担、手続き等を規定)⇒ 事務委任先

H28.1 がん登録推進法施行

- ・全国がん登録業務運営開始
→ 法に基づき個人情報保護が必要

H28.6 安全管理措置マニュアル公表

- ・都道府県がん登録室が行う必要がある個人情報保護のための安全管理措置を具体的に記載

今後、県等が作成する安全措置に関する規定

作成者	種類	目的・内容	
県	がん情報管理要領	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱いの基本的事項を明確にし、業務に必要な様式等を定める。・がん登録室の業務手順の作成についても定める。	
事務委任先 (弘前大学)	がん登録室 業務手順	従事者リスト	<ul style="list-style-type: none">・登録室職員の範囲と各役割・責任を明らかにする。
		入退室管理～移送	<ul style="list-style-type: none">・作業内容ごとに、作業責任者、作業担当者の具体的な手続きを取りまとめる。
		個人情報取扱台帳	<ul style="list-style-type: none">・登録室における個人情報の取扱状況を一覧できる手段として、個人情報の内容、利用目的、保管方法を取りまとめる。
		保管及び廃棄に関する一覧	<ul style="list-style-type: none">・個人情報が含まれる媒体をもれなく、列記し、保管と廃棄の方法を明確にする。
	事故時対応手順	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の漏えい等の事故が発生した場合等の対応手順を整備する。	

全国がん登録指定診療所の指定状況について

県では、県医師会等の関係機関の協力のもと、全国がん登録業務の適正運営等に努めているところ。

- 指定診療所の募集による、届出対象医療機関の拡大
- 医療機関向け説明会の開催による、業務への理解促進

<全国がん登録指定診療所の指定状況>

- H28.11末までに**19施設**の診療所から指定申請書の届出があり、**H29.1.1**付けで法第6条第2項の規定による診療所として指定し、指定書を送付
- H29.1.23現在で、指定診療所数は**167施設**（内訳：下表のとおり）

2次保健医療圏	診療所(有床)	診療所(無床)	総数
青森	16	41	57
津軽	20	30	50
八戸	4	21	25
西北五	2	14	16
上十三	6	6	12
下北	3	4	7
合計	51	116	167

<医療機関向け説明会の開催>

- 昨年度に引き続き、医療機関向けに説明会を開催

- 説明事項
- ①全国がん登録の制度、医療機関の役割等について
 - ②全国がん登録の届出対象、記入方法等
 - ③医療機関からよくある質問とその回答

開催日時	開催場所
H29.1.28 13:00～14:30	青森国際ホテル